

## デビットカード規定改訂のお知らせ

お客様各位

平素は西京信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
当金庫は、2020年4月施行の民法改正を踏まえ、デビットカード規定を下記のとおり改訂させていただきます。

改訂後のデビットカード規定は、規定改訂前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

### 1. 改訂内容

債権譲渡に係る異議なき承諾による抗弁の接続制度の廃止に関する対応

デビットカードの利用にあたり契約の無効・取消について金融機関に主張することに関して、現行通り抗弁ができない旨を追加しています。

#### 第3条第2項（下線部を追加）

デビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

- (1) 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落とされた預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
- (2) 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

### 2. 改訂施行日

2020年4月1日

以上